

2. 著者とは誰のことか（後編）

前号では、著作権などの知的財産権にかかわる問題の最も根底にあると思われる、そもそも「著者」とは誰のことなのかというテーマを、共同著者性の在り方という側面から論じてみた。この著者性ということは、電子ネットワークをはじめとするテクノロジーの発達によって、今後大きく変化する可能性を秘めている。こうした点を鋭く指摘しているのが、J・D・ボルターの『ライティングスペース』（黒崎政男他訳、産業図書）である。

ボルターは、同書において電子テキストという新しい形態の著作物の在り方を詳細に分析している。一般に印刷された書物というものは、「ただ一種類の声で語り、聴き入る者たちに対して一貫した性格、ペルソナを装う」が、電子テキストは、その物理的な特性からしてそのような統一性と同質性をもたなければならないということはない。例えばテッド・ネルソンによって構想されたハイパーテキストという概念は、要素としてのテキストが相互に結合されたネットワークとしてのテキストの可能性を示している。固定された著者によって単線的な秩序だった流れで書かれ、その流れに従って読者に読むことを指図する印刷書物とは異なり、ハイパーテキストにおいてはテキスト内の個々の要素が別の要素への参照を含み、その別の要素はまた別の要素への言及へとつながるといようにネットワーク化されている。実はこうしたことは印刷書籍を読んだり書いたりする際、とりわけ学術文献を註を頼りに芋蔓式に読みあさっていく場合に、読者が個人的に頭の中で行ってきたことであるのだが、ハイパーテキストはそれをテキストとして表面化させる。WWWでおなじみの、HTML（まさしくハイパーテキスト・マークアップ・ランゲージ）におけるリンクという外部参照機能は、このハイパーテキストを電子ネットワーク上で部分的にせよ実現しているといえるだろう。ボルターの言い方を借りれば、電子ネットワーク全体がひとつの書物になったのである。

確かに、このようなハイパーテキストに代表される電子テキストにおいては、ローマ人が求めたような、テキストの永遠不滅の記念碑性に付随する著者（author）の権威（authority）なるものは変容することになるのかもしれない。古典の入念なテキストクリティクによる「正典」（canon）の確定は、中世から今日に至るまでの人文学にとって重要な作業であり、その成果は原著者の名を冠した決定版「全集」として結実し、読者に特定の読みを強制する。しかしハイパーテキストにおいては、この著者と読者の関係は単なる能動受動の関係ではなくなり、両者の本質的な区別も曖昧となる。つまり、読者は、無限のテキストの断片を、その断片が置かれていたもともとのコンテキストから自由につなぎ合わせ、新たなコンテキストを形成することによって、一人の著者となるのである。

ここで、著者性の消滅だの書物の解体だのといった、しばしば聞かれる言い回しに幻惑される必要はない。印刷されたテキストやその主体としての著者性といったものが、近代の産物でしかないという点において相対化され、ハイパーテキストなどの新しいテキストの在り方のなかに吸収されるに至ったとしても、そうしたものが存在してきた理由そのものがなくならないかぎりにおいて、直ちに消滅することはないだろう。

ボルターの本の翻訳者の一人である黒崎政男氏が別の本のなかであげている聖書の電子テキスト版の配布にまつわる問題という例で考えてみよう。それは、聖書を電子化して雑誌の付録とし

て添付しようとした際に、待ったがかかったという出来事である。黒崎氏は、電子化されて配布された場合、改変されたテキストが流布する可能性について言及している。たしかに電子テキスト上では、イエスという単語をユダという単語に置換することなど一瞬であるので、印刷物としての聖書の刊行にかかわる人々がそれを恐れるのはもっともだといえるだろう。しかし、聖書の著者が誰かなどといったことを問題にすることは、およそ聖書学の専門家でもないかぎりありえないだろうし、したがって、聖書という文書に著作権法でいうところの著作者人格権、とりわけ同一性保持権をあてはめることなど悪い冗談でしかないだろう。しかも聖書という文書は、それに帰依する人にとっては万人に広く読まれることこそが重要なのだ。

にもかかわらずその電子バージョンでの配布が問題だとされた背景には、おそらく改変されたテキストの流布の可能性ということ以外にも理由があるのだろう。それは、たとえ聖書であってもこの世においてはまぎれもない商品であり、その制作、販売によって収入を得る人間が必ず存在するということとかかわる。それ自体はなんら悪しきことではない。ただ、仮に万人が知るべき真理であったとしても、それを知るためには対価が支払われねばならないという、古くからあるこの世の矛盾が電子テクノロジーの発達によってあらためて露呈しただけなのである。例えば、法務省には新しい判例などの文書がもともと電子化されて保存されているはずである。もちろんこれらのデータは、著者の存在が問題になるような著作権法の保護対象ではないし、およそ万人がネットワークなどを通じて無償でアクセスしうることが望ましいような種類のものである。にもかかわらず、現在のところ無償で判例集を入手することは不可能に近い。それは何故なのかを疑問視することは、電子ネットワーク時代の著作というものの在り方を根本から考えなおすことにつながるだろう。

(2000年7月号)